

消費者相談室

お客様の満足度向上を目指して

ハイ
こちら

苦情事例に学ぶ⑥

監修 弁護士 三浦雅生

今回のテーマ 二重予約に注意!

同一の便を使う、異なる旅行会社の2つのツアーや重複予約をいれていたお客様の席が、航空会社から強制的に予約を取消された。という苦情があります。



Aさんは、S社でフランス旅行の予約を取った（契約成立）にもかかわらず、同じ行程の旅行を少し安いH社にもウェイティングをかけていた。すると、出発まで1か月となつたところで、S社から「航空会社より、二重予約で座席を取り消された。お客様との契約を解除する」と一方的に言つてきた。H社からのOKも出でていなか、今になつて契約を解除されるなんて納得できない。S社は契約通り、私を出発させる義務があるのではないか。とJATAに判断を求めてきました。

実はこの航空会社にはYにいくつかの価格帯の座席があり、H社はYの高い価格帯の席を確保したうえで、安いY席のウェイティングをかけていました。つまり、H社の高いY席とS社の安いY席が二重予約となり、安いY席（S社）が取消されてしまったのです。旅行会社（S社、H社）はそれぞれ二重予約を知らぬいため、責任はありません。国際運送約款を知らないたとはい、責任はお客様自身にあります（S社と契約しておきながら、同じ行程の契約を申込むことは信義誠実の原則に反する行為です）。結局、AさんはS社で、再度@5万円高い航空券を買うことになりました、4名で20万円の出費となつてしましました。

また、国際運送約款には以下の表記もあります。

第4条D（搭乗用片の使用順序）

（1）会社は、航空券に記載された出発地からの旅程の順序に従つてのみ、搭乗用片の使用を認めます。

（2）最初の国際線の運送区間の搭乗用片が使用されておらず、旅客がその旅行をいずれかの予定寄港地から開始する場合、その航空券は無効であり、会社はその航空券の使用を認めません。

国際運送約款には、次のような記載があります。

（原文は英語）

第8条（予約）

A（予約の要件）（1）予約は、会社の予約システムに座席が確保された時点で成立します。
E（会社が行う予約の取消）（1）会社は、1旅客に対し2つ以上の予約がされており、かつ、次のいずれかの場合には、会社の判断により、旅客の予約の全部又は一部を取り消すことができます。（a）搭乗区間及び搭乗日が同一の場合（b）搭乗区間が同一で、搭乗日が近接している場合

予約確認は、S社の1つしかないとすればおかしいことになります。

安い価格を狙つたお客様による二重予約は、旅行会社では知るべくありませんが、少なくとも旅行会社の社員は国際運送約款の知識を持つた上で、同様の失敗をしないように努めたいものです。（江本）

「現場」で起こっている事例多数掲載!
クレーム予防・対応の決定版

『新たびクレ』

◆CONTENTS ダイジェスト◆

- ◎「特集 旅行トラブルのワースト5を防ぐ方法!」一部紹介
- ①取消料 「海外危険情報」や「海外感染情報」の案内の仕方!
- ②手配内容 「テロが発生した国に行きたくない」
- ③契約 「旅行内容を変更」することは可能?
- ④パスポート 「残存期間が不足し出発出来ない!」
- ⑤情報提供 旅行業界の常識活用術 など
- ◎「Q&Aセレクト 37」でトラブル対応のポイント解説
- ◎レター作成例「詫び状」「弁明状」「反論状」
- ◎「障害者差別解消法」事例も充実

【販売価格】正会員:1,000円 協力・賛助会員:1,300円

★JATAホームページ>「会員・旅行業のみなさまへ」>「消費者からの質問・苦情・相談」からお申込みいただけます★

